

お客さま各位

株式会社 北洋銀行

## 当座勘定規定改定のお知らせ

株式会社北洋銀行では、当座預金の払戻請求書によるお引き出しの取扱開始に伴い、2024年10月1日付で当座勘定規定を下記のとおり改定いたします。なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます

## 記

## 1. 改定日

2024年10月1日（火）

## 2. 改定する規定

当座勘定規定（一般用）

## 3. 改定内容

「当座勘定規定（一般用）」に払戻請求書によるお引き出しについて明記いたします。  
改定部分の「当座勘定規定（一般用）」は以下のとおりとなります。

現行	改定後
第7条(手形、小切手の支払) (1)～(2) (省略) (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 (新設)	第7条(手形、小切手の支払等) (1)～(2) (現行とおり) (3) <u>当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行指定の払戻請求書を使用してください。</u> (4) <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当行所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。求められた本人確認資料の提示等がない場合は、取引を行うことができません。</u>
第17条(印鑑照合等) (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2)～(3) (省略)	第17条(印鑑照合等) (1) 手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> 、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2)～(3) (現行とおり)

※下線部分が改正箇所

以上